





われている一切の事実を精査すれば論旨摘録の諸般の情状を斟酌しても原審の被告人に対する量刑は相当であり重きに失するものとは認められないから論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中村光三 判事 脇田忠 判事 鈴木重光)